

# みどり通信

第171号 2009. 12. 7

## CONTENTS

● ひと言発言	P1	● F X 2 活用事例	P7
● 税務	P3	● これからの研修	P8
● 社会保険	P4	● あとがき	P8
● 生命保険	P5	● 年末年始休業のご案内	P9
● 一倉 定 経営心得	P6	● 営業カレンダー	P9



もうすぐクリスマス(ポインセチアの新しい品種“プリンセチア”)

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

12月

# “ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」）を掲載いたします。

次の内容は、12月6日のホームページ掲載のものからです。

## 『社長心得帳から…』

先ほど、お客様企業の協力会の忘年会に参加させていただき帰ってきたところであります。

その際、挨拶をする機会をいただいたため、以前当事務所のお客様企業に贈呈させていただいたポケットサイズの赤い表紙の「社長心得帳」を出席者全員に配らせていただき、その中の『自社の脅威と弱みを拾い出せ』というページ（22・23ページ）を読ませていただいた次第。

次は、その文章です。

### 「すでに起こった未来」

小さな出来事に出会った時にいやな胸騒ぎを感じつつも、きっと大丈夫だろうと安易な期待感から無視してしまい、変化を嫌い惰性の中に安住してしまう。

事業を行う者にとって重要なことは「すでに起こった未来」を冷静に感情に流されず確認することであり、「すでに起こった未来」を機会（チャンス）として利用することだ。

幸運と機会、そして破滅は、人間のあらゆる努力にかかわらず作用するように、事業にも影響を与える。

しかし幸運が事業を作ることはしない。

繁栄と成長はそのための機会を組織的に発見し、可能性を開拓しようと努める企業にだけ訪

れる。

自社の危険と弱みは事業機会を発見すべき場所を示しており、過去の成功体験にその答えはないとドラッカー博士は指摘し、3つの質問を問いかけている。



1. 会社の事業が弱体化している制約や制限は何か
2. 事業のバランスが欠けているところは何処か
3. 恐れていること、脅威と見ていること、それをどうすれば機会として利用できるか

傷口に塩を擦り込むような苦痛と惰性からの脱却が求められる作業だが、変化の中で生き延びるにはやらねばなるまい。

まさに、今の経済環境下に生き残るためににはやらなければならないことがあります。この心得帳は、「元気手帳」シリーズの最新作で、経営者の心得を中心にまとめられているものです。

ぜひ、元気手帳同様いつも手元におき、開いていただければと思います！

元氣が湧いてくること間違いなしですよ。

税理士 山 口 昇



## 中途就職者・中途退職者の年末調整について

いよいよ、今年も残すところあと1ヶ月。毎年恒例の年末調整の時期になりましたが、準備のほうはいかがでしょうか？

今回は、年末調整に関連して、中途での就職・退職があった場合にどうするかについて確認させていただきたいと思います。

### ◇中途就職者の年末調整◇

一年を通じて勤務している人のほか、年の中途で就職し、年末まで勤務している人についても年末調整の対象になります。そのため、まず、就職前に別の会社などから給与の支払を受けたかどうかを確認する必要があります。

この確認は、前職の会社から交付を受けた「給与所得の源泉徴収票」などで行います。この確認ができないときには、年末調整を行うことはできません。

また、源泉徴収票がある場合であっても、一定の場合には、年末調整を行うことはできずに、確定申告が必要となる場合があります。

### ◇中途退職者の年末調整◇

基本的には、上記の通り、次の勤務先において年末調整を行うため、中途退職者については、退職時に計算・作成した源泉徴収票を交付するのみで、年末調整による源泉税の還付・徴収の作業は不要になるのが通常の取扱いですが、下記のいずれかにあてはまる一定の場合については、年の中途において年末調整を行うことが可能です。

- ① 死亡によって退職した人
- ② 1年以上の予定で海外支店等に転勤した人
- ③ 著しい心身の障害のために退職した人で、退職後にその年に再就職・給与等の受取りの見込が無い人
- ④ 12月に支給されるべき給与等の支払を受けた後に退職した人
- ⑤ いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年内に支払を受ける給与の総額が103万円以下である人  
ただし、退職後にその年に他の勤務先から給与の支払を受ける見込のある人は除きます。

以上、簡単に述べさせていただきましたが、給与の総額が2,000万円を超える人など一定の場合には年末調整の対象外となることもありますし、年に1回ということで、なかなか覚えられなくて…といった声もよくお聞きします。

不明な点については、遠慮無く各担当者までお問い合わせ下さい。

担当：西丸 保幸

## 社会保険

# 平成21年10月1日以降に出産される方から 出産育児一時金の支給額と支給方法が変わりました

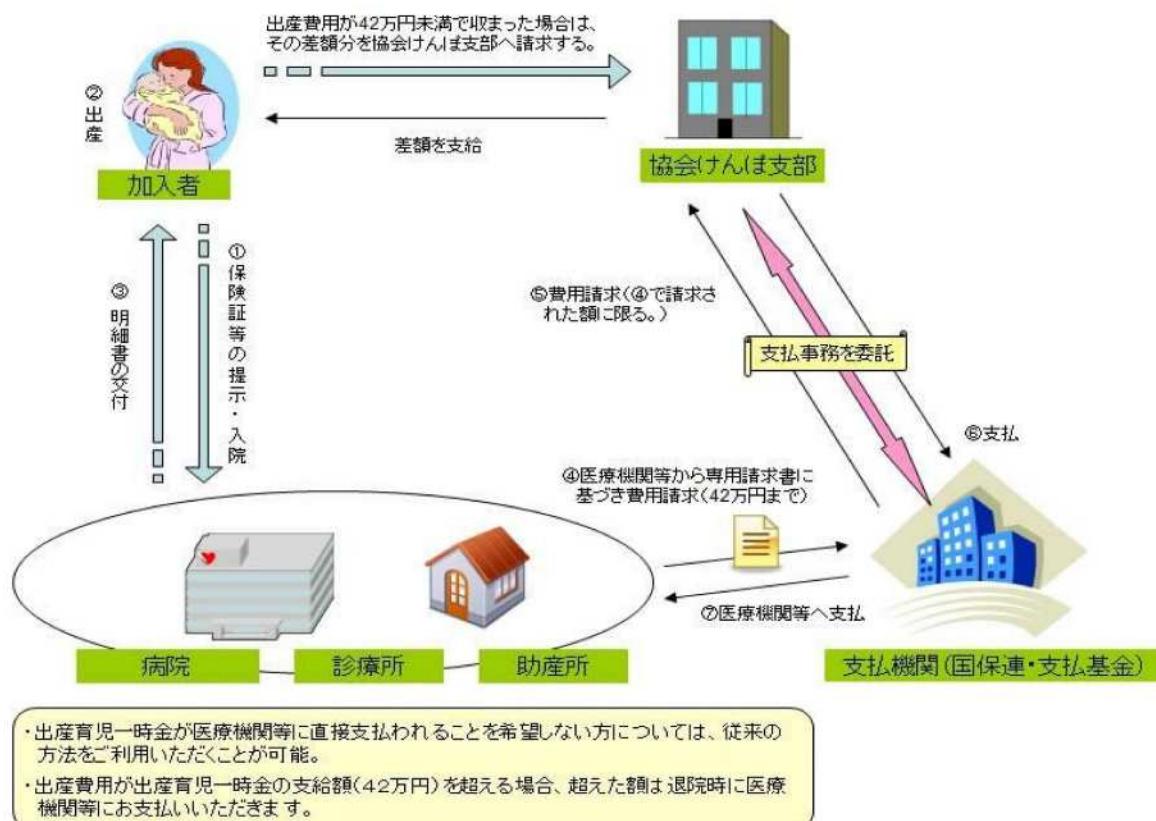
### ●支給額が4万円引き上げられ、42万円に

被保険者やその被扶養者が出産したときに支給される一時金は、平成21年10月から、38万円から42万円に引き上げされました。

### ●支給方法の変更

今まで、出産にかかる費用を病院などにお支払いいただいた後、被保険者の方から協会けんぽ支部に申請していただいた上で、出産育児一時金を支給していました。

平成21年10月からは、出産にかかる費用に出産育児一時金を充てることができるよう、協会けんぽから出産育児一時金を医療機関等に直接支払う仕組み(直接支払制度)に変わりましたので、まとまった出産にかかる費用を事前にご用意いただく必要がなくなりました。



詳しくは、厚生労働省ホームページ

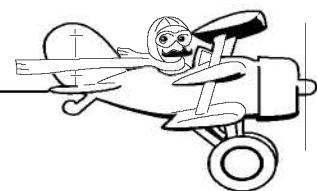
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuhoken/iryuhoken09/07-1.html>)をご覧ください。



# 経営者のための生命保険講座 第 131回

今回のテーマ

法人向け  
コストセーブプラン

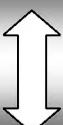


企業を取り巻く環境が益々厳しさを増す中で、いかに効率よく企業防衛保障・債務返済保障を準備するかが企業経営に必要不可欠となっております。

今回は、必要な保障を準備でき、尚且つ低廉な保険料の法人向けコストセーブ対応プランを紹介いたします。

## 無解約返戻金型定期保険

企業防衛保障対策プラン



死亡・高度障害保険金

保険期間・保険料払込期間

☆保険期間を通じて解約返戻金を無く  
することで低廉な保険料を実現！  
☆低廉な保険料で大型保障準備が可能

40歳男性・保険期間60歳満了・標準体  
保険金額5,000万円・年払（全期払）の例

年払230,700円

20年間合計保険料 4,614,000円

## 無解約返戻金型収入保障保険

債務返済保障対策プラン

年金月額で保障額を設定



保険期間・保険料払込期間

☆保険期間を通じて解約返戻金を無く  
することで低廉な保険料を実現！  
☆年金形式で保険金を受取るタイプ。

40歳男性・保険期間60歳満了・標準体  
年金月額20万円・年払（全期払）の例

年払84,700円

20年間合計保険料 1,694,000円

健康状態（血圧・身長体重のバランス）が良好でタバコを吸わない方は、  
同じ保障内容でも保険料が下記の様にさらにお安くなります。

年払142,100円

20年間合計保険料 2,842,000円

年払58,020円

20年間合計保険料 1,160,400円

※上記記載の保険料の金額はあくまでも一例です。

保険会社・取扱商品により異なってきますので、詳細は担当者にお問い合わせの上、  
各社の資料を確認・比較・検討の上、ご判断いただきます様、お願い致します。

今回は、「企業防衛保障」と「債務保障返済」に対応したコストセーブプランを紹介いたしました。  
経営者として、どうのような保障が必要であり、また、現在加入している生命保険がそれにきちんと対応しているものであるかをぜひチェックしてみてください。

その上で、最適な生命保険商品をご検討されることをお勧めします。  
具体的なご相談に応じますので、お気軽に声をかけてみてください。

<担当：西丸保幸>

# 一倉定の経営心得シリーズ

その四

社長たるもの、お客様の要求を満たすために、自ら先頭に立つて、社内に混乱をまき起こせ。

お客様の要求というものは、相手の都合に合わせるのではなくて、自分の都合に合わせてなされるのである。たくさんのお客様の、それぞれ勝手な要求が会社に殺到する。会社の都合と合う筈がない。お客様の要求と食い違うわが社の都合を、お客様の都合に合わせなければならないのだ。当然のこととして、そこには混乱が発生するのだ。：

わが社の都合を第一にしてお客様に不便をおかけして低業績を我慢するか、お客様の要求を第一に考えて内部は混乱しても優れた業績をあげるか。これを決めるのは社長である。社長の決定によつて繁栄する会社とボロ会社とに分かれるのである。：

好業績経営を実現する根本原理はただ一つしかない。それは、「わが社の事情は一切無視し、お客様の要求を満たす」ことである。

# もうすぐ年末調整の時期です！

## PX2(TKC戦略給与情報システム)で効率良く年末調整を行いましょう！

### H社の場合

一昨年までは社員から扶養控除等（異動）申告書と給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書を記載してもらった後、経理担当者が手計算で年末調整を行っていました。給与計算を安心して行うため、法改正に迅速に対応するPX2を昨年利用開始しました。その結果、基礎データがPX2にあるため入力する箇所が少なく、その上エキスパートチェックで入力ミスが分かりやすく、年末調整計算を安心且つ簡単に行えるようになりました。また計算確認時間が短縮された分、年末調整作業にかかる時間も今までより短縮することが出来ました。



扶養控除等(異動)申告書  
給与所得者の保険料控除兼給与所得者の配偶者特別控除申告書



### ここが今年のポイント ①住宅借入金等特別控除

給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書を見ながら、居住開始年月日や期末借入金残高等を入力していただくことで控除額が自動計算されます。

### PX2による年末調整の流れ

- ① 年末調整準備(扶養控除等(異動)申告書、給与所得者の保険料控除兼給与所得者の配偶者特別控除申告書等印刷)
- ② 年調社員情報の入力(扶養控除等(異動)申告書、給与所得者の保険料控除兼給与所得者の配偶者特別控除申告書、給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書を見ながら入力、確認)
- ③ 入力内容を確認(エキスパートチェックで確認)
- ④ 給与計算(最終支給月を給与計算)
- ⑤ 年末調整計算
- ⑥ 給与支払明細書印刷(最終支給運動の場合)  
還付・徴収明細書印刷(別途還付、徴収の場合)
- ⑦ 源泉徴収票、一人別源泉徴収簿印刷

**PX2は給与計算、賞与計算、社員情報のデータを用いて年末調整を効率的に行なうことが可能です。ご利用にあたっては1月からがおすすめです！**  
**詳しくは当事務所までお問い合わせください。**

# これからのお研修

経営計画発表会

天神屋会館

1月22日（金） 17:00～19:00

原点の会

三条商工会議所

1月29日（金） 9:00～12:00



## あとがき

先日、大西金吾氏(61歳にはみえないほどいきいき輝いてられました)の「もっと輝く我が子のために」という講演会に参加してきました。

自分が輝いていれば子供は素直に成長し、輝くためには①生きがい・夢を持ち、②心・身体・金銭にゆとりがあり、③体力があり、④良い友人が何人もいて、⑤家族との生活が充実していることが必要不可欠。

「批判ばかり受けて育った子は、非難ばかりする」「人に認めてもらえる中で育った子は、自分を大事する」「褒められる中で育った子は、いつも感謝することを知る」等々、子供たちは生活の中で生き方を学ぶそうです。

忙しかったり、疲れていたりすると、気持ちに「ゆとり」がなくなり、ついいつい言葉や態度がきつくなります。知らず知らずのうちに子供たちに悪影響を与えてるなんてこともあります。

身体にも気持ちにも「ゆとり」を持つことにより、仕事も家庭生活も充実したものにしたいと思いました。

吉 村 みゆき

# 《年末年始休業のご案内》

当事務所では、年末年始を下記の日程で休業とさせていただきますので、何卒ご了承賜りますようお願い申しあげます。

記

12月29日（火）仕事納め

12月30日（水）～翌年1月3日（日）年末年始休業

1月4日（月）平常通り

## ◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日



日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

### 関与先企業さまへお知らせ

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 山口 昇税理士事務所

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail:yn@tkcnf.or.jp